

社会医療法人 松本快生会 訪問看護ステーション「なでしこ」運営規程
介護保険（介護予防）

（事業の目的）

第1条 社会医療法人松本快生会が開設する訪問看護ステーション「なでしこ」（以下「ステーション」とする）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従業員（以下「看護師等」とする）が、介護保険法における要介護状態または要支援状態にある人（以下「利用者」とする）且つ、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」とする）の必要を認めた人に対し、訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の運営方針を次の通りとする。

- 1 看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 医療の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名 称 社会医療法人 松本快生会 訪問看護ステーション「なでしこ」
- 2 所在地 奈良県奈良市学園大和町五丁目16

（職員の職種）

第4条 ステーションに勤務する職種、人員及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者を指揮、監督し、訪問看護の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師3名以上（非常勤を含む）。
必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語療法士を置く。看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供をおこなう。
- 3 事務職員 1名（非常勤を含む）
必要な事務業務を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。但し国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間は午前9時から午後5時までとする。但し土曜日は午前9時から午後1時までとする。
- 3 24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡が可能な体制とする。
- 4 事前の契約に基づき、24時間必要に応じて訪問看護を提供できる体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1 利用者は要介護者または要支援者で、訪問看護の希望があり、主治医が訪問看護を必要と認め、訪問看護指示書を交付したものとする。
- 2 ステーションは訪問看護の開始に際しあらかじめ利用者に対し、訪問看護の内容及び、緊急時の対応・利用料等に関し説明を行い、その理解を得る。
- 3 ステーションは利用者等及び居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する介護保険における在宅サービス計画に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を開始する。ステーションは一ヶ月ごとに計画書及び報告書を主治医及び介護支援専門員に提出する。

- 4 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その計画が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能な場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行う。
- 5 事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業所への連絡調整等の援助を行う。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の内容は、次の通りとする。

- 1 病状・心身の状況の観察
- 2 清拭・洗髪などの清潔の保持、排泄などの日常生活の世話
- 3 主治医の指示による褥瘡の処置・予防
- 4 リハビリテーション
- 5 ターミナルケア
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 定期的な主治医への訪問看護報告及び必要時の利用者の状態報告
- 10 その他在宅療養を維持するために必要な医師の指示による医療処置

（利用料）

第8条 利用料は次の通りとする。

- 1 基本利用料は介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額とし、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする
- 2 基本利用料のほか、次の保険適応外の額をその他の額として徴収する。
 - （ア） 死後の処置料 15,000 円
 - （イ） 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費として1回 300 円
 - （ウ） 90 分以上の時間を要する訪問看護の90分を超える部分の利用料
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する文書に署名（記名・捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、奈良市、生駒市の中でステーションから半径5 km以内とする。

（緊急時における対応方法）

第10条 緊急時の対応は次の通りとする。

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は管理者に報告しなければならない。

（事故の対応、苦情・相談の対応）

第11条 事故の対応、苦情・相談の対応は次のとおりとする。

- 1 利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、すみやかに家族および市町村・関連事業所に連絡して必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 3 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護または看護計画に位置付けた訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

（虐待の防止のための措置、身体拘束廃止）

第12条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための指針を作成し、次の措置を講ずるものとします。

- 1 職員に対し、虐待を防止するための従業者に対する研修を実施する。
- 2 事業所の管理者を、虐待防止の担当者とする。
- 3 虐待発生・再発防止、及び身体拘束廃止の為、委員会を設置する。
- 4 その他虐待防止のための必要な措置
事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村、及び関係機関に報告する。
- 5 訪問看護の提供にあたっては当該利用者又はその他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（ハラスメント防止）

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 運営についての留意事項を次のとおり定める。

- 1 ステーションは、看護師等の質の向上を図るために研修の機会を設けることとする。
- 2 看護師等は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。
- 3 従業員であった者に、業務上知りえた利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間保管とする。
- 5 訪問看護の利用は、緊急時の西奈良中央病院での受入を保障するものではない。

附則

平成18年	4月	1日	施行	
平成21年	10月	1日	改定	
平成23年	8月	1日	改定	
平成24年	9月	1日	改定	
平成25年	10月	1日	改定	
平成26年	4月	1日	改定	
平成26年	8月	1日	改定	
令和元年	9月	1日	改定	利用料の表記変更
令和3年	10月	1日	改定	虐待防止の措置追加
令和6年	6月	1日	改定	虐待防止の措置改定、身体拘束廃止追加
令和7年	9月19日	改定		虐待防止の指針整備追加、ハラスメント防止追加